

自動車損害賠償責任保険代理店委託契約に関する特約書

保険株式（相互）会社（以下「会社」という。）は、（以下「代理店」という。）との間において 年 月 日に締結した自動車損害賠償責任保険代理店委託契約書（以下「委託契約書」という。）第3条第2項および第3項の規定にかかわらず、以下のとおり約定する。

（特約代理店の業務）

第1条 特約代理店とは、本特約書を取り交わした代理店をいう。

2 代理店は、本特約書の規定により、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）契約を締結し、保険契約者から保険料を収受したときは、責任保険契約申込書および責任保険証明書等の用紙綴（以下「用紙綴」という。）の各用紙に所定の事項を記入のうえ、自ら所定欄に「自動車損害賠償責任保険料収納済」の印章（以下「保険料収納済印」という。）を押捺し、責任保険証明書および責任保険料領収証を保険契約者に交付する。

（保険料収納済印の貸与）

第2条 会社は、代理店と本特約書を取り交わした場合には、代理店に保険料収納済印を貸与する。

（保険料収納済印の使用、管理）

第3条 代理店は、会社から貸与された保険料収納済印を用紙綴の各用紙の所定欄に押捺する場合に限り、使用する。

2 代理店は、保険料収納済印を前項以外の用途に使用し、または代理店以外の者に使用させ、もしくは貸与してはならず、安全かつ確実に保管しなければならない。

3 代理店は、保険料収納済印を汚損、破損または盗難等により紛失したときは、ただちに会社に届け出て、その指示を受けなければならない。

（責任保険証明書等の記載、使用）

第4条 第1条の規定により、代理店が責任保険証明書を交付しようとするときは、用紙綴の各用紙に記載する保険期間の初日は、責任保険契約の申し込みがあり、それを了承した日以降の日付を記載し、その日前の日付を記載してはならない。

2 代理店は、責任保険証明書を各用紙綴1冊ごとに記載されている番号の順に従って使用しなければならない。

（保険料集計表の記載、保管）

第5条 代理店は、責任保険契約を締結したときは、会社が別に定める保険料集計表に記載し、これを保管しなければならない。

（保険料の送金）

第6条 代理店が責任保険契約を締結したときは、遅滞なく、責任保険契約申込書、責任保険契約入金通知書および保険料集計表をもって会社に契約内容を報告するとともに、保険料を会社に送金しなければならない。

2 委託契約書第6条第2項の規定にかかわらず、保険料を会社へ振込む場合の振込手数料は会社が負担するものとする。

（用紙綴の使用期限および返還）

第7条 用紙綴の使用期限は、会社より用紙綴の交付を受けた日から3ヶ月以内とする。

2 代理店は、前項の期間を経過したとき、または会社より交付を受けた用紙綴が使用済になったときは、ただちにこれを会社に返還しなければならない。この場合において、用紙綴のうち書損、未使用の用紙があるときは、あわせてこれを返還しなければならない。

(本特約の期限・解除)

第8条 本特約は無期限とする。ただし、以下の事由が発生した場合は、自動的に終了する。

- (1) 代理店登録が取り消された場合
- (2) 代理店業務を廃止した場合
- 2 代理店と会社は、双方の合意により、本特約を解除することができる。
- 3 代理店または会社は、60日前に文書による予告をして、本特約を解除することができる。
- 4 会社は、次の各号に掲げる事由の場合には、文書により通知し、何時でも本特約を解除することができる。
 - (1) 代理店が、継続して本特約書に規定する業務を自ら行わない場合
 - (2) 代理店が、保険契約者または被保険者の利益を害した場合
 - (3) 代理店が、会社の信用を傷つけた場合または会社の業務を妨害した場合
 - (4) その他代理店が、本特約書の規定または付属約定書に違反した場合
- 5 第3項および第4項の規定による解除の効力は、将来に向かってのみ効力を生じるものとする。
- 6 本特約が終了または解除されたときは、代理店は、ただちに締結済の責任保険契約のうち未精算のある場合には会社と精算し、交付を受けた用紙綴および貸与された保険料収納済印を会社に返還しなければならない。

(保証人)

第9条 保証人は、代理店と連帯して、本特約による債務を保証する。

2 代理店は、保証人について変更する場合、あらかじめ会社の承認を得る。

上記特約締結の証として、本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、会社がこれを所持する。

年 月 日

会 社 (住所)

(商号または名称)

(代 表 者)

代理店 (住 所)

(氏名—法人の場合は商号または名称および代表者—)

保証人 (住 所)

(氏 名)

保証人 (住 所)

(氏 名)